



発行 東京都

目次

65

規則

- 東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…
- 東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………（同）…
- 東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…

規則

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百七十二号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号の表以外の部分中「十分の二」を「十分の一」に改め、同号の表中

十分の二以上十分の五未満

税額の二分の一の額

を

十分の一以上十分の二未満

税額の五分の一の額

十分の二以上十分の三未満
十分の三以上十分の五未満

税額の十分の三の額
税額の二分の一の額

に

改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第四十四条各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第二百十二条の規定により帳簿（同条に規定する帳簿をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る電磁的記録（条例第二百十二条に規定する電磁的記録をいう。以下この条及び次条において同じ。）の備付け及び保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存に代えようとする条例第二百十二条各号に掲げる者は、次に掲げる要件（当該者が特定要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存を行っている場合には、第三号に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

第四十四条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「係る電子計算機処理に当該条例第二百十二条の表の各号の上欄」を「係る電子計算機処理（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二十五条第一項第一号に規定する電子計算機処理をいう。以下この条において同じ。）に当該条例第二百十二条各号」に、「条例第二百十四条第一項」を「地方税法施行規則第二十五条第一項第一号」に改め、「及び第四十六条第二項」を削り、「当該電子計算機処理に当該条例第二百十二条の表の各号の上欄に掲げる」を「当該電子計算機処理に当該」に改め、同号イ中「電子計算機処理システム」の下に「（地方税法施行規則第二十五条第一項第一号イに規定する電子計算機処理システムをいう。以下この条において同じ。）」を加え、同号を同条第一号とし、同条中第四号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 地方税に関する法令の規定による当該帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしておくこと。

第四十四条第五号を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する特定要件とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める要件をいう。

一 条例第二百十二条の規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて

当該帳簿の備付け及び保存に代えようとする同条各号に掲げる者 次に掲げる要件（当該者が地方税に関する法令の規定による当該帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようになっている場合には、ハ（2）及び（3）に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）

イ 当該帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

(1) 当該帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

(2) 当該帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行つた場合には、その事実を確認することができること。

ロ 当該帳簿に係る電磁的記録の記録事項と関連帳簿（当該帳簿に関連する帳簿をいう。ロにおいて同じ。）の記録事項（当該関連帳簿が、条例第二百二十二条の規定により当該関連帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関連帳簿の備付け及び保存に代えられているもの又は条例第二百十三条第一項若しくは第二項の規定により当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（同条第一項に規定する電子計算機出力マイクロフィルムをいう。以下この項及び次条において同じ。）による保存をもつて当該関連帳簿の備付け及び保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

ハ 当該帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

(1) 取引年月日、取引金額及び取引先（2）及び（3）において「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。

(2) 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

(3) 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存に代えようとする条例第二百二十二条各号に掲げる者 次に掲げる要件イ 前号に定める要件

ロ 次条第一項第一号ロ（1）の電磁的記録に、前号イ（1）及び（2）に規定する事実及び内容に係るものが含まれていること。

ハ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、帳簿の種類及び取引年月日その他の日付を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。

ニ 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。

ホ 当該帳簿の保存期間（条例の規定により帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。次条において同じ。）の初日から当該帳簿に係る都税の法定納期限（法第十一条の四第一項に規定する法定納期限をいう。）後三年を経過する日までの間（当該条例第二百二十二条各号に掲げる者が当該帳簿に係る都税の納税義務者でない場合には、当該者が当該納税義務者であるとした場合における当該期間に相当する期間）、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて前項第二号及び前号ハに掲げる要件（当該者が地方税に関する法令の規定による当該帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ハ（2）及び（3）に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能（同号ハに規定する機能（当該者が地方税に関する法令の規定による当該帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ハ（1）に掲げる要件を満たす機能）に相当するものに限る。）を確保しておくこと。

第四十五条第一項中「承認を受けている条例第二百二十二条の表の各号の上欄」を「規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存に代えようとする条例第二百

二条各号」に、「前条各号」を「前条第一項各号に掲げる要件(当該者が同条第二項に規定する特定要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行つている場合には、同条第一項第三号に掲げる要件を除く。)」に改め、「承認を受けている同表の各号の下欄に掲げる帳簿に係る」を削り、同項第一号ロ(1)中「第二十二条の表の各号の上欄」を「第二十二条各号」に、「同表の各号の下欄に掲げる」を「同条各号に定める」に改め、「(前条第一号イ又はロに規定する事実又は内容に係るものを含む。)」を削り、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 条例第二百十三条第二項に規定する規則で定める場合は、条例第二百十二条の規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存に代えている同条各号に掲げる者の当該帳簿の全部又は一部について、その保存期間の全期間(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつてこれらの電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。)につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつてこれらの電磁的記録の保存に代えようとする場合とする。

第四十五条第三項中「承認を受けている条例第二百十二条の表の各号の上欄に掲げる者の当該承認を受けている」を「規定により帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該帳簿に係る電磁的記録の保存に代えようとする条例第二百十二条各号に掲げる者の当該」に改める。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

第四十七条から第四十七条の六までを削り、第四十七条の七を第四十七条とする。

別記様式中

「第百八十四号様式 地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書

第百八十四号の様式 削除

及び第百八十四号の二の様式

第百八十四号の三様式 地方税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力都税に関する帳簿マイクロフィルムによる保存の承認申請書

第百八十四号の四様式 地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

第百八十四号の五様式 地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の変更都税に関する帳簿の届出書

第百八十四号の六様式 主たる事務所又は事業所の移転に係る地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書

第百八十四号の七様式 地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認通知書

第百八十四号の八様式 地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取消し通知書

第百八十五号様式 削除

「第百八十四号様式から第百八十五号様式まで 削除」に改める。

別記第五号様式(丁)その一(表備考3、第五号様式(丁)その二(表備考3、第二十三号様式(甲)(表備考4、第二十三号様式(乙)(表備考4、第二十四号様式(丙)(表備考4、第二十四号様式(丙)その一(表備考4、第三十号様式その二備考3、第百三十三号様式(乙)その二(表備考4、第百四十一号様式(甲)その一(表備考6及び第百四十一号様式(甲)その二(表備考4中「地方自治法」を「地方自治法」の一語を改正する法律(令第3号法律第7号)第6条の規定による改正前の地方自治法」に改める。

別記第百八十四号様式から第百八十五号様式までを次のように改める。

第百八十四号様式から第百八十五号様式まで 削除

附則

1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十一条第一項の改正規定及び附則第三項の規定 公布の日
- 二 別記第五号様式(丁)その一(表備考3、第五号様式(丁)その二(表備考3、第二十三号様式(甲)、表備考4、第二十三号様式(乙)、表備考4、第二十三号様式(丙)、表備考4、第二十四号様式(乙)、表備考3、第二十四号様式(丙)、表備考4、第三十号様式その二備考3、第百三十三号様式(備考4、第百四十一号様式(甲)その一(表備考6及び第百四十一号様式(甲)その二(表備考4の改正規定並びに附則第四項の規定 令和四年一月四日

2 この規則による改正後の東京都税条例施行規則(以下「新規則」という。)第四十四條第二項の規定の適用については、この規則による改正前の東京都税条例施行規則第四十四條第二号に規定する承認を受けている同号に規定する関連帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項は、新規則第四十四條第二項第一号に規定する関連帳簿の記録事項とみなす。

3 附則第一項第一号に掲げる改正規定による改正後の東京都税条例施行規則第三十一条第一項の規定は、附則第一項第一号に掲げる改正規定の施行の日以後に被災した固定資産に対して課する固定資産税について適用し、同日前に被災した固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の東京都税条例施行規則の様式(当該改正規定により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百七十三号

東京都税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

東京都税条例施行規則の一部を改正する規則(令和三年東京都規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

別記第三十一号の二の様式の改正規定中「第53条第46項」を「第53条第54項」に、

「第321条の8第46項」を「第321条の8第54項」に、「第53条第47項」を「第53条第55項」に、「第321条の8第47項」を「第321条の8第55項」に改める。

別記第三十一号の二の様式の改正規定中「第53条第48項」を「第53条第56項」に、「第321条の8第48項」を「第321条の8第56項」に改める。

別記第三十一号の五の様式の改正規定中「第53条第59項」を「第53条第67項」に、「第321条の8第56項」を「第321条の8第64項」に、「第53条第66項」を「第53条第74項」に、「第321条の8第63項」を「第321条の8第71項」に、「第53条第60項」を「第53条第68項」に、「第321条の8第57項」を「第321条の8第65項」に改める。

別記第三十一号の七の様式の改正規定中「第53条第64項」を「第53条第72項」に、「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百七十四号

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都宿泊税条例施行規則(平成十四年東京都規則第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第三項中「の承認を受けている」を「に規定する」に、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(平成十年大蔵省令第四十三号)第三条第五項及び第六項」を「地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第二十五条第五項から第八項まで」に、「国税関係書類」を「地方税関係書類」に、「当該承認を受けている」を「当該」に改め、同条に次の一項を加える。

4 条例第十条第三項後段に規定する規則で定める要件は、同項後段の書類に係る電磁的記録について、当該書類の保存場所に、条例の規定により当該書類の保存をしな

ればならないこととされている期間、保存が行われることとする。
第六条の表十三の二の項から十三の六の項までを削る。
第七条後段を次のように改める。

この場合において、都税条例施行規則第四十四条（見出しを含む。）中「帳簿」とあるのは「帳簿等」と、「同条に」とあるのは「宿泊税条例第十二条の規定により読み替えられた条例第二百十二条に」と、「」の備付け及び保存」とあるのは「」の備付け及び保存（書類にあつては、作成及び保存。以下この条及び次条において同じ。）と、「行つている場合」とあるのは「行つている場合（書類にあつては、当該電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（取引年月日その他の日付を検索の条件として設定すること及びその範囲を指定して条件を設定することができるものに限る。）を確保して当該電磁的記録の保存を行つている場合）」と、同条第二項第二号ホ中「三年」とあるのは「三年（書類にあつては二年）」と、都税条例施行規則第四十五条（見出しを含む。）中「帳簿」とあるのは「帳簿等」と、同条第一項中「前条第一項各号」とあるのは「前条第一項各号（書類にあつては、同項第一号及び第三号）」と、「行つている場合」とあるのは「行つている場合（書類にあつては、当該者が同項に規定する特定要件（同項第二号ハからホまでに掲げるものに限る。）に従つて当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行つている場合）」と、「掲げる要件に従つて当該電磁的記録の備付け」とあるのは「掲げる要件に従つて当該電磁的記録の備付け（書類にあつては、作成）」とする。
別記第十三号の二様式から第十三号の八様式までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都宿泊税法例施行規則第七条の規定により読み替えられた東京都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百六号）第四十四条第二項の規定の適用については、東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則（令和三年東京都規則第二百七十二号）による改正前の東京都都税条例施行規則第四十四条第二号に規定する承認を受けている同号に規定する関連帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項は、東京都都税条例施行規則の一部を改正

する規則による改正後の東京都都税条例施行規則第四十四条第二項第一号ロに規定する関連帳簿の記録事項とみなす。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

